

豊中市今昔物語*

山 本 剛 郎**

以下は豊中市を事例に、現在、市域を構成している集落内、集落間にみられる、居住者の生活構造のありようを共同（体）性との関連で考察したものである。まず、明治期のむら規約類の分析をおこない、次いでむら規約的精神が昭和期や平成期においても浸透していることを検証し、さらに、村落生活において不可欠な水の問題を共同（体）性の観点から考え、最後に規約類の特殊ケースとみなされる、すなわち、共同性を背後から支えている、財産・権利の問題を財産区財産の観点から考える。それらを通して、かたちは変われ明治以後今日まで共同（体）性が維持されていることを実証し、併せて地域組織の一貫性、継続性、連続性を考える。これが本稿の目的である¹⁾。

1 節 明治期のむら規約

1-1 むら規約とは

近代国家において人間の行動を規定するものに契約がある。したがって、契約が支配する近代社会では、ある特定の限定された具体的行動を通して、人は他人と関係し合うのであり、そこには包括的な人間関係は存在しない。例えば、道路をつくるという共同の利害のために、そしてその限りにおいてのみ人は他人と共同の関係に入る。しかも契約を結ぶ相手は地域内に限定されてはいない。これに対し、前近代的な伝統社会（農業社会）では、契約は支配的ではなく、包括的・一般的関係がみなぎっている。人は生まれたときから死ぬときまで、包括的な人間関係の中に置かれ、初め

から共同の関係の中にあり、特定の具体的な行為を通して相互に関係し合うのではない。しかし、こういう包括的な共同の関係にありながら、特定の事柄には、取り決めのあることが多い。それは「むら規約」と呼ばれ、契約としてではなく、規範として存在する。村（むら）²⁾の社会関係が地域内部に限定され、閉鎖的とされる理由はそこにあるともいえる。法支配のもとでは、特定の問題に対して限定的な制裁がなされるが、「むら規約」では、特定の違反に対しても包括的な制裁がなされる場合が多い。村（むら）八分がこれにあたる。

自治的な「むら規約」が成立する可能性や現実性は、一定の共同（体）性にある。つまり、一定の共同体の存在が「むら規約」を成立させる要因であるといえる。近代産業社会に移行するにつれ、「むら規約」は解体の方向にむかい、また、たとえそれが存続しても、それは近代国家法的なものに変容していった。それは、江戸時代の構造をもつ村（むら）も、徐々ながら近代国家の村に適合するように編成されていったからであり、伝統的な村（むら）も、ときとともに変質していくからである。つまり、「むら規約」と共同体の関係を、「むら規約」の存在＝共同体の存在、「むら規約」の国家法化＝国家に都合のよい共同体への変容、つまり共同体の変質というふうに、対応関係にあるものと理解する。

さて、規約は何のためにつくられるのであろうか。個々の規約には、村（むら）人が守るべき約束事と、それに違反した場合の制裁とが記されている。そもそもこれらの規約は、個々の具体的な

*キーワード：共同（体）性、むら規約、各種組織

**関西学院大学社会学部教授

- 1) 山本剛郎「明治期における豊中のむら」、豊中市市史編纂委員会編『新修豊中市史』第9巻、106-207頁参照。1998年。
- 2) 本稿では「村」と「むら」とを区別している。前者で、市制町村制以後の行政村を、後者で市制町村制以前の村や以後の行政村内の集落を、それぞれ意図している。

事柄を守ることを最終の目的としているのであろうか、それとも、「何か」を達成するための手段として、守ることを義務づけているものなのであろうか。後者の場合、「何か」とはどういう最終目標なのであろうか。

一般的には規約は両方の目的をもっていると考えられよう。そして、この問題は、どういう主体が規約をつくり、それを運用するにかかっていると思われる。村（むら）人全員の合意という形式を踏んでつくられたもので—これはなかなかありえないことだが—かつ、具体的な個々の事柄の遵守のみを目的とする規約であっても、時間の経過のなかで、規約の運用（管理）者は、それをさらなる目標を達成する手段として用いることもある。単に儉約を記した規約が、やがては、村（むら）の財政事情の悪化を好転させるため、国家政策の遂行を維持するため、あるいは、村（むら）の団結のためや自律性の保持のため、などと有力者が規約に意味づけをし、村（むら）人に遵守を迫るなどはその一例であろう。逆に、村（むら）の上層部が村、国を問わず行政への協力という名のもとに—これは、ひいてはむら内や村内の支配体制を確立することにつながるのだが—規約をつくることもある。いずれの形式でつくられたものであれ、また、いずれの目的を強く持ったものであれ、明治期の規約を通して、村（むら）の自律性の保持というよりは、団結やそれに基づく共同（体）性のあり方をわれわれは問題にしたい。「規約を通して団結を呼びかけ、それを促進させることができる」、また逆に、「団結しているから規約の趣旨が徹底されやすい」など「むら規約」のもつこうした特性は、村（むら）の支配層がどのように変わったにせよ、村（むら）の共同（体）性の一面を示しているといえるからである。このように考えて、以下具体的に「むら規約」を町村制施行の前と後との2期に分けて考える³⁾。

1-2 町村制以前のむら規約⁴⁾

まず、江戸期の伝統的な「むら規約」とあまり遊離していない規約をみよう。

[1] 野畑村規約条例（明治16年 [1883]）＜野畑村共有文書＞

- ①賭博の件……違反者は警察に引渡し、放免されたあとも悔い改めない場合は交際をしない。よそ者で違反が発覚すると放逐。見て見ぬふりをした者も同様に放逐される。
- ②山林や田畑の境界を侵す者に対する処分……罰則に照らして処分する。
- ③土地開墾、職業に関する件……開墾は周囲の所有者に告示してからすること。隣家や村中の妨害になるようなことは許されない。
- ④他人入籍の件……たとえ保証人があっても、場合によってはその入籍を許さないことがある。入籍者に村中の規則を守らせ、速やかに本人の帰依により檀家を定め、祖先の祭りを行わせる。
- ⑤貧民救助の件……困窮者には有志が慈善金を募り、また、村内の公共の金で救助すること。
- ⑥他人を誹謗し、荣誉を害する者、不品行者、道徳・風俗を破壊する者は、一村中の体面を汚すことになるため、これを禁じる。
- ⑦以上を破った者は1か月以上1年以内、村中の使役を課す。他からの入籍者は放出する。罰則は村中の使役。

（83人の署名）

[2] 野畑村会議決書（明治19年 [1886]）＜野畑村共有文書＞

村会で年会法事規約、婚礼に関する規約、改正日雇い規約などを議決している。それらは、本来個人的な事柄ではあるが、儉約の規則ともかかわっているので、村内での付き合いをしていくうえで、きわめて大切な取り決めなのである。だから、インフォーマルなことではあるが、それを村会というフォーマルな場で決めておく必要があったのであろう。そして、決めたからには守ることが義務づけられ、行動の規範となったものである。

その一例を「年会法事規約」（表1）にみよう。これは、各家が法事に際し月当番を通して、役場に貯金として差し出す額を定めたものである。なお、当時のおおよその金銭価値を把握するため、参考資料として同じく村会で議決された、「改正日雇規約」をあげておこう（表2）。

3) 山中永之祐氏の分類に従った。山中永之祐『日本近代国家の形成と村規約』、木鐸社、1975年

4) 拙稿、前掲論文、189-191頁。

表1 野畑村年會法事規約

法 事	金 額	法 事	金 額
1 周 忌	50銭	17 年 忌	1 円50銭
3 年 忌	75銭	25 年 忌	2 円
7 年 忌	1 円	33 年 忌	2 円50銭
13 年 忌	1 円25銭	50 年 忌	3 円

表2 改正日雇計画

職 業	日 当	職 業	日 当
大 工	18銭	秋 男日雇	10銭
左 官	18銭	女日雇	8 銭
藁屋根葺	23銭	間 男日雇	7～8 銭
黒 鋤	14銭	女日雇	5～6 銭

[3] 原田村盟約規定書(付属儉約法方申合概則
(明治16年 [1883] ごろ) <原田郷中倉村
文書>

共同体としての一体性を示していると思われる
ところを抜粋しておこう。

- ①年中労働時間が決められている(例えば、夏期は午前4時から午後8時まで)。決められた時間以上の労働は構わないが、労働時間中に就業しないものは罰せられる。
- ②年中の休日を定め、他に臨時休業をするときは、村吏または委嘱者から通告する。
- ③労働に関する取り決めのほか、処分される内容が列挙されている。その一例をあげると、農業法に従わないもの、貯蓄法に反するもの、明治16年(1883)の儉約法方を守らないもの、夜10時を過ぎて散歩するもの、戸長や吏員の命令に背くもの、などである。違反すると最終的には村内の交際を絶たれる(一切の共同の救助をしない)。人によっては違反しても免ぜられることがある。他方、定めを守るものは戸長を通して郡長より賞典を受ける。

(156人の署名)

[4] 原田村貯蓄法方申合規約(明治16年 [1883] ごろ) <原田郷中倉村文書>

これは、災害予防のために貯蓄をすることを申し合わせたものである。貯蓄の量に関しては麦3升から5升、米5升から1斗の間を各自に任せている。組合をつくり、5人を1組とし、組頭は米

麦を売り払い、その代金を駅通局に貯金する。この申し合わせの違反者にはすべて村の付き合いが絶たれる、とされている。

以上、この期ではかつての伝統的な「むら規約」からあまり遊離していない規約が多々観察される。地域の全員の発意に基づくものであれ、上層部が権威を保ち、支配を維持するためのものであれ、このような規約は、結果として村(むら)人の行動を規制し、そうすることによって村(むら)としての共同(体)性・一体性の維持に貢献している。つまり、規約の存在は共同体的生活の持続を示しているものといえよう。もっとも、共同体の規制が強く働きすぎ、国の法律に照らすと違反していると思われる箇所もないではない。ともかくも、村(むら)規約は村(むら)人が守るべきものとして存在したのであり、守ることを通して、共同体は上層部の支配のもとで維持されていたといえよう。

1-3 町村制以後のむら規約⁵⁾

次にむら規約といいながら国家の下請けの機能を果たしている規約をみよう。

[1] 庄内村衛生組合格約(明治30年 [1897] ごろ) <三屋村共有文書>

これは、行政村としての組合の規定であるが、このほか、村内の各大字(部落)ごとに1組合をつくっている場合が多い。そして大字組合はこれを数区に分け、3～10家で小組合をつくっている。この組合の目的は区内の衛生状態の維持、法定伝染病そのほか伝染性疾患の予防撲滅を期し、公衆衛生思想の普及・啓発を行うことにある。

[2] 大字野畑儉約条例綴(明治29年 [1896] 4月) <野畑村共有文書>

第一条 結婚は各自、次の区別により村中積立金課賦のこと。

持参もの一荷につき金4円、小包荷は金1円。

披露呼び衆は兄弟近親は家内呼び、その他四隣等は従前とし、家内呼びは二人とし、一人呼びは従前の通りとす。友人呼び及び落索は断然廃止。

第二条 葬儀は婚儀の呼び衆に準ず。

第三条 参宮は下向一日だけとす。

5) 同上論文、191-194頁。

第四条 節句の件。

第五条 逮夜は二人呼びは一人とし、一人呼びは茶の子にて終わること。

第六条 報恩講は重の内及び夜食はこれを廃止。家内呼びは一人呼びに、一人呼びは従前の通り。

第七条 軍人入営は村中皆これを送るべし。当人無事帰郷の節は酒2斗、米3斗と肴を支弁すべし。

[3] 庄内村大字三屋勤儉貯蓄合規約 (明治37年「1904」) <三屋村共有文書>

これは、日露戦争後生活が苦しくなったので祝い事に際しての贈り物を廃止し、強制貯金を組ごとに行おうと申し合わせたものである。なお、この申し合わせは数年後、三屋村勤儉貯金組規約(年次不詳だが明治42年[1909]以降)として整備される。それは、毎月10銭以上貯金する義務を組合員に課す、組合長は区長がなる、規約の違反者は除名されることがある、などを定めている。貯金は郵便貯金規則によるところから、規約貯金として国のために協力していることが分かる。国の施策を、共同体の規制を利用して、推し進めた例といえよう。

[4] 中豊島村大字長興寺約定書 (明治36年[1903]) <長興寺村文書>

諸費ノ漸次多額ヲ要スルヤ言ヲマタズ、故ニ之ニ当ルノ策ヲ講ゼザルベカラズ、(中略)当大字ニ於ケル旧慣ニ依リ浪費スル経費ヲ節減スルノ目的ヲ以テ左ノ項目ヲ締結ス

これは、節約すべき項目を列挙したものであるが、違反者には制裁を課している。すなわち、主背者より金3円を、従背者より金1円をそれぞれ徴収し、これを大字の収入としている。なお、これに類する規約は平成の時代にも存在する(例えば、生活改善規約など)が、明治期との違いは、今日では違反者に制裁を課すことはないということである。つまり、拘束力の有無が共同(体)性存在否の分岐点であるといえよう。

なお、町村制施行後の旧村単位で儉約を旨とする類の規約は、このほかにも多くみられる。

[5] 庄内村大字三屋風儀矯正組規約 (明治36年[1903]) <三屋村共有文書>

これはむらの賭博の悪弊を矯正することを目的

としたもので、71人の署名からなる。むらを北、中、南の3部に分け、各部に2人ずつの賭博監視員を置いている。組合長や監視員は正当な理由なく辞任できない。賭博監視員から賭博犯の報告を受けたとき組合長は総会を開き、ことの顛末を報告する。賭博者とは3年間その家族を含めて交際を絶つ。農業、工業、商業でも売買、雇入れ、賃借の関係を絶つ。この制裁を守らない者に対しても賭博者と同一の制裁を課す、としている。賭博が頻繁に横行していること、それに対しむらが一体となって取り組んでいたこと、したがって、違反に対する制裁は国法を超える厳しいものであったことが読み取れる。それは、むらの共同体性・一体性を保とうとする姿勢にほかならない。

[6] 庄内村島田年貢米二閔スル規約 (明治43年[1910]) <島田村共有文書>

豊凶ニ不抱減米ヲ申込交談数日ニ渉リ地主一同ノ迷惑其極点ニ達ス、(中略)地主ハ漸次資力欠乏シ国家ニ貢献スル国税ニ不足ヲ告グル虞ナシトセズ、此際将来ヲ慮リ当大字内ニ地所ヲ有スル地主一同協議之上規約ヲ締結ス、

これは、小作人からの減米の要求に対し地主は団結してことに当たり、同一歩調をとることを申し合わせたものである。

以上の[1]では衛生状況に関し、行政村一むら(大字)一組が一体となってことに当たっていた状況を、[2]では第七条にあるように、国家の方針に協力し、戦時行政に住民を動員する規約を制定し、大字でのつながりを強めることを、[3]と[4]は、日露戦争後の苦しい生活状況に対して儉約の精神でむらが一体となって協力し、違反者に制裁を加えてこの難局を乗りきろうとしている状況を、[5]は儉約のためには風俗を矯正することを、とりわけ賭博者を出さないことを、それぞれ謳ったものである。そして、国の施策に協力する上層部の意向の下部への浸透の強さを示すと同時に、むらの上層部による支配性、共同(体)性の強さの一面をも語っているが、他方、こういったむらのもつ共同体的性格を逆に国が活用したともいえよう。[3]は分に応じた儉約を強めているが、それが一層強調されると、それぞれの層ごとに規約がつくられることになる。[6]はその

一例である。

以上、町村制以後の時期になると、新村行財政を旧村（むら）民に浸透・徹底させることを目的とする「むら規約」、国の行政を直接に受けとめた者による新町村規約、国・町村などの命令や指示でつくられた規約、また、日清・日露戦争後になると軍備拡張、戦争協力、戦時行政に住民を動員する規約などが、みられたことがわかる。つまり、この時期では「むら規約」は国家法化され、あるいは国家法の中に取り込まれながらも、村（むら）の有力者はこの国家法化した規約を村（むら）支配に利用したのである。「むら規約」は自治的な性格を脱し、国家的な性格を帯びながらも「むら規約」という名のもとに村（むら）の上層部が村（むら）を支配する手段として、活用されたことに変わりはない。つまり、共同体の構造は変わっていない、といえよう。

2節 むら規約的精神のその後の浸透・継承——地域組織にみる共同体性

以上、農業生産上の共同労働や互助組織が、冠婚葬祭時のみならず平常時の相互扶助に代表される社会生活上の助け合いが、また、それらの別の表現である限定された地域に封鎖的に累積された社会関係が、明治期の2つの時期において、どのように維持されているかを、むら規約を通してみてきた。むら規約とは、共同体のあり方を言い換えたものに過ぎないと考えたからである。次に、むら規約的精神がその後の社会においてどのように継承・浸透しているのかについて考える。

まず、むら規約の精神が昭和初期の法令と連続していることを確認することから始めよう。

2-1 庄内村大字島田農事実行組合⁶⁾

この農事実行組合は、庄内村の西北に位置し、都会の風潮を受け、人の心が軽薄に流される傾向が次第に強くなる昭和5年（1930）に、農村の最も尊ぶべき隣保共助の概念を涵養し、共存共栄の実をあげるため、大阪府の農務課の指導のもとに設立され、しかも実績をあげている組合である。

それは、以下の申し合わせを固く守っているからであるが、これは何も目新しいものではなく、自分たちの両親や祖父母が守ってきたことであり、また、彼らからよく聞かされていたことである。府農会による実行組合の実行申合事項は、表示はしないが18条からなる。

1～6条は、感謝報恩、敬神崇祖、質実剛健を謳い、明治期の国民精神作興を受けついでものといつてよい。銃後の後援に関する7～8条は、明治期の軍人規約令の精神を受け継いだものと思われ、庄内村は昭和12年（1937）勤労奉仕班を設置している。勤労奉仕班とは応召農家の労力欠乏を防ぎ、彼らの生活の安定を目指したもので、この奉仕班は集落ごとに編成され、結果として集落単位の団結を強固なものにした。9～11条は勤労報国に関する内容を、12～18条は生活の刷新に関する内容を、それぞれ定めたもので、明治期の儉約令、勤儉力行、隣保共助の精神を引き継いだものと考えてよい。

同じ時期、大阪府による貯蓄の呼びかけもなされているが、これも明治期の「むら規約」の精神と同じ基盤に立ったものといえる。

このように「むら規約」はその形態を変えてはいるが、その精神は昭和初期にも受け継がれているといえる。それは、共同体が明治期のままではないにしても、つまり、変質をとめないながらも存続していることを示すものといえる。しかも、行政が共同体を活用し、法令の趣旨の徹底を図っていることは注目に値する。そして、そうした法令の内容は、明治期の先輩がかつてつくった内容と同じなのである。

さらに強調すべきは、こうしたむら規約の精神は、規約のほかに組織の中にも組み込まれている、ということである。その一つに岡町区の自治組織（区会議）がある。

2-2 岡町区の自治組織（区会議）⁷⁾

岡町区会議は、「本籍タルト寄留者タルトラ問ワズ岡町区ニ一戸ヲ構エテ居住スルモノ」（2条）からなり、地域居住者を全員網羅しているという意味できわめてオープンな組織体である。その目

6) 同上論文、194—195頁。

7) 同上論文、195—196頁。

豊中市立教育研究所『岡町区会議録』、1993年。

的は「区ノ自治発達ヲ計リ区民ノ円満ヲ期スル」(4条)ため、当時(昭和6年[1931])この区会は13の垣内に分かれ、区長以下次のような役員(名誉職)がいた(7条)。区長代理、評議員(垣内の互選)、信徒総代、境界明示員、衛生組合員、消防組員、青年会幹事(25歳以下の青年)、相談委員(町会議員や区の功労者)。

会の運営には資金が必要であるが、そのため、「負担金賦課ハ各所得ニヨリ評議員会ニ於テ決定シキノ徴収ハ各評議員ガ月末取纏メ区長又ハ会計掛ヘ納入スルコト」(21条)となっており、昭和初期にも明治期の等級表とあまり異なる原則で負担金が課されていたことが分かる。しかし、「区内ニ移住者アリタル時ハ評議員ハ負担賦課ノ集会ニ洩ナク報告スルモノトス」(25条)とあるように、この時期の移動はかなり激しかったようで、その分、賦課の算定には困難がともなったことであろう。

会の主な行事に関しては、「区ノ年中行事及各自ノ冠婚葬祭ハ別ニ定ムル規定」(26条)に基づいてなされ、また、「神事祭典ハ総テ旧慣行ニヨル」(27条)とある。とりわけ「海陸軍ノ送迎ニハ是非参加スルコト」(28条)、加えて「区民中死亡者アリタル時ハ区ノ公事トシテ所属評議員ハ之レニ参与シテ式典ヲ扶クルコト、但シ会葬ハ、名誉職ハ勿論区民一般ハ、可成参列スルコト」(29条)と強い調子で参加を訴えている。なお、それらの違反者に対する制裁は何も規定していないが、それは背く者が皆無に近いからと考えられる。例えば、昭和6年の区内の町道の修繕に関して、これは町が支出するのが当然と心得るが、町予算が不足の場合には当区が不足額を補填することも止むを得ないとして、寄付を募っている例にみられるように、万事が区長以下の役員のリーダーシップのもとでなされていると判断されるからである。

しかし、こうした固い団結は、それ自身プラス面をもつ一方、国家に活用されることにもなる。例えば、昭和13年[1938]8月、「国家非常時ニ際シ国民総動員ヲ行ヒ…岡町区ハ左記団体申合セ国防線ノ奉仕ハ軍国精神發揮ノ上ニ於テ尤モ意義

深キ義ト存ジ候ニ付テハ出勤勤勞ニヨリ飛行場完成ニ万分ノ一ノ奉仕ニテモ相成候ハバ区民一同国家的事業ノ…」と岡町区有志、同区の軍友会、消防組、青年団の4団体は、神津村の伊丹飛行場に勤勞奉仕の採用方を願っている。

そして、その最たることが昭和16年(1941)に到来する。同年、「隣保団結ト万民翼賛ノ本旨ニ則リ町内会ヲ結成スベク当区ヲ3ツニ区画シ、区毎ニ町内会ヲ設ケ会長、副会長ヲ置キ、連合町内会ト連絡ヲ図リ、又、町内会ハ会ノ目的達成ヲ図ル為メ区域ヲ分チテ隣組ヲ組織シ組長、副組長ヲ置キ是レガ役員選定ヲナスベク努力スルコトニ決定閉会ス」とある。町内会の結成である。その一端を次にみよう。

2-3 隣組⁸⁾

昭和16年(1941)当時、豊中市はいくつかの連合町内会に分かれていた。そうした連合町内会の1つに桜井谷連合町内会があった。この連合町内会は9の単位町内会(実際には自治会と呼ばれていた)ので以下ではそのように表記)に分かれていたが、その1つに野畑区自治会があった。この自治会は17組に分かれており、その1つである野畑区第5組は15戸前後で構成されていた。豊中市からの諸々の情報は、1つはこの隣組による回覧版によって、もう1つは隣組常会と呼ばれる集会によって、それぞれ伝達・統制された。

以下は、桜井谷連合町内会野畑区自治会第5組の隣組を駆け回った回覧版の一部である。時期は、手許にあった昭和17年(1942)1月-4月のものである⁹⁾。なお、以下の/は日時の変更を示している。

お菓子の配給：砂糖・マッチの切符を持参すること。一人につき10銭。/隣組員の死亡および英霊凱旋のお知らせ。隣組はお参りすること。/卵、みそ、砂糖、マッチ、醤油の販売のお知らせ：事前に申し込みをすること。鍋の希望者は組長まで申し込むこと。/大詔奉載日には国旗を出すこと。/常会の案内：時間、場所のほかに用意するものとして次の3点があげられている。町会費3ヶ月分、塩の切符、貯金。/防空演習のお知らせ：

8) 豊中市立教育研究所『戦時中隣組の記録』、1992年。

9) 同上書5-14頁。ここでは4月で打ち切ったが、同上書には昭和18年11月20日までの記録が残されている。

「家に大人がいるように」など細かい指示が記載。／兵隊さんの着物縫い日のお知らせ：日時、場所が指定。／シンガポール陥落であずきの配給。／家庭用綿配給。パケツの配給。／牛肉の配給：切符番号により配給日が異なる。不明なことが多いので組長に問い合わせること。／とうふ・油揚げの配給：番号によって配給日が異なる。／米の特別配給日：申し込みをすること、配給手帳・印持参のこと。／報恩講のお知らせ。／卵特別配給：病人のみ。希望者は連合町内会へ連絡をすること。／練炭の配給：今晚中に申し込むこと。／地下足袋、ゴムの配給。／酒の特配：1軒5合。／食パンの特配。／英霊凱旋につきお迎え：於市役所広場。／大東亜戦争完遂翼賛選挙貫徹運動懇談会：たくさん出席のこと。／戦死勇士市葬：於国民学校。ご参列下さい。／家庭用食料品購入票(青物、果物、卵、肉などの切符)：4月になっても以前からの票をそのまま使用する。／お菓子屋に赤ちゃんのいることを届けておくこと。／お菓子の配給：13歳以下の子供のある家だけ。／耕地事業見込み地：新田の開発、山を開いて畑を開く、排水の溝をつくったりする見込み地のある人には補助金を出す。／防空用の検査のため揃えておくもの：づきん、もんぺ、めがね、マスク、手袋、水桶1パイ、砂、砂袋20個以上、火おしき(たたき)2本、竹2本、濡れむしろ2枚以上。警察署長・警防団が後日、検査をする。／チフス、赤痢、疫痢の飲み薬の申し込み(注射をしなかった人に対し)。／団子の粉の配給：入り用者は今晚8時に組長宅へ。くじをそれから引く。／千切りと卵の配給：今晚8時に組長宅で配給。

こうした回覧版の内容は、大きくは、1)日用品の配給のお知らせ、2)防空事業、3)献金、戦死者の葬送、貯蓄、増産などの銃後の護りの徹底、4)保健・衛生に関する内容、5)家族構成など各種の調査、に分けられよう。これらを通して、戦時の統制経済、配給経済の実態の一端が理解されるといえよう。と同時に個人の意志とは無関係に隣組に組み入れられざるを得なかった状況も理解されよう。各自は、隣組の中においてしか物の配給、情報の伝達に与れなかったわけであり、隣組に組み入れられなければ生活は成り立た

なかったからである。強いられたこうした生活の相互扶助は相互監視に、寄付は強制につながり、個人のプライバシーなどは考えるべきことではなかった。他方、そういう状況が近隣との関係を深める方向に作用したことも事実であろう。好むと好まざるとにかかわらず、また、明治期のとは異質とはいえ、共同(体)性を強いられたわけである。

最寄りの生活単位としての、戦争に加担していく組織としての、また共同(体)性の担い手としての隣組の様子が理解されよう。戦後、GHQは町内会を解散させたが、それは、GHQが町内会を戦争に協力した組織と判断したからである。

さらに時代を下った今日の状況を次に見よう。

2-4 寺と小曾根連合町会¹⁰⁾

小曾根連合町内会は、小曾根村大字小曾根を中心とする町会の連合組織である。この連合町内会を語るまえに、これを背後から支えている装置としての寺について触れておこう。

大字小曾根には3つの寺がある。いずれも真宗本願寺派に属し、京都の興正寺の末寺であるが、もとは、2寺は天台宗、1寺は真言宗であった。その昔、火災に遭い旧記・文献類を焼失したこともあるが、いずれも由緒ある寺で、3寺とも境内の広さは450坪前後である。

3寺は、西福寺、養照寺、常光寺で、それらは、それぞれ、北の寺、中の寺、南の寺とも呼ばれ、互いにきわめて近距離に位置している。これらの寺は、村の教育・学校と深く関わってきた。明治以前においては、常光寺や西福寺の住職が中心となって読書や算術が教えられていたという。明治7年(1874)、小曾根村大字小曾根に学校(第3番小学)が設けられるが、その場所は西福寺であった。この第3番小学は、明治9年(1876)、西福寺から養照寺に移転する。当時の学校は、寺や旧家に間借りすることが多かったが、それは、学校を建てるのが、村の財政上、困難であったからである。次善の策として村の中心的な役割を果たしている寺や旧家が活用されたのであった。しかし、養照寺に移転後まもなく、村は、独立した校舎を新築している。これは、豊中市内での最初の独立校舎である。当時は、役場も同じ棟の中にあっ

10) 山本剛郎「豊中市域内の昔の村と今のむら」、奈良女子大学社会学論集第6号、208-211頁、1999年。

たという。

明治29年(1896)から38年(1905)まで小曾根尋常小学校(第3番小学は、明治12年(1879)、小曾根小学校と、明治19年(1886)、小曾根尋常小学校と、それぞれ改称。)の校長を勤めたのは、常光寺の住職であった。同住職は、子弟の育成に努め、子供のために「日曜学校」を開いたりして、お経などを教えていたという。

さて、時間が経ち創立百周年を迎えた同小学校は、昭和50年(1975)、その記念として小冊子を発行しているが、それから、寺と学校の親密な関係が読みとれる。寺の住職が、PTAの役員として、百周年記念事業実行委員会の役員として、活躍しているからである。

以上は寺を学校との関連においてみたものであるが、寺は、単に学校や地域の教育においてのみならず、村人の多くの生活領域において、また、単に過去の話としてのみならず現在においても、村人と深くつながっている。その最たることは、地元層の各家は、ほぼいずれかの寺の檀家となっている、ということである。寺と檀家とのつながりが発揮されるのは、いうまでもなく、冠婚葬祭時、とりわけ、葬祭時においてである。寺を核として地元層を中心にまとまっている実態は他の所で触れたので¹¹⁾、以下では、日常生活や生産活動のレベルにおいて、こうしたまとまりを一層強固にしている装置としての連合町会をみることにしよう。

小曾根連合町会の前身は、昭和22年(1947)3月にまで遡る。当時は日赤の奉仕団としての性格を強く持ち、「おぞね町会」と呼ばれていた。これが今の小曾根連合町会の前身である。徳川時代より大字小曾根は70世帯前後といわれてきたが、町会結成のころは150世帯くらいであった。今日では地域内の居住者は1507世帯、うち、町会加入者は1115、加入率は約74%である。

「おぞね町会」内に、昭和37年(1962)老人クラブが、昭和41年(1966)婦人部がそれぞれ発足し、これにこれまでからある青年団・消防団・子供会の活動を加えると、町内会の活動範囲は定まった観がある。それ以降、総務・青年・防犯・

消防・少年・老人・婦人・公民館分館推進の各部を擁する町会活動が展開されていくことになる。そうしたなか昭和46年(1971)、「おぞね町会」は組織替えを迫られる。それは、その頃までに、1つの町会組織で活動をカバーするには流入人口があまりにも増えすぎたことを示すものに他ならない。従来からの町会を連合町会とし、その下に6つの町会を新たに設け、各町会には町会長が、それらを統括する連合町会には連合町会長が、それぞれ置かれることになる。その後さらに町会の編成替えがなされ、今日、連合町会は5町会からなる。

連合町会の活動は基本的には平成10年(1998)においても継続されている。最近の特徴として、青年団活動がきわめて弱くなったこと、それを補うために平成8年(1996)から行事協力が新たに設けられたこと、さらには女性による防火クラブと自主防災組織とが阪神・淡路大震災後結成され、消防団の援軍としての活動を始めていることが、それぞれあげられる。時代の変化に合わせて、活動は今日も活発になされているといえようか。

そうした活動の一部は、昭和42年(1967)3月20日に創刊され、今日も続いている機関誌「おぞね町会報」に掲載されている。昭和20年代、「おぞね町会」の長はA家のX₁が務めていたが、やがて、その子息X₂に長は引き継がれる。X₂は連合町会長に加えて市議員の職も長く務めた。やがてB家出身者が連合町会長を、ややあって市議員も引き継ぐが、平成5年(1993)以来X₁の孫(X₂の子息)がこの両職を引き受けている。連合町会長の任期は2年だが、再任は妨げないので、連合町会長はこれまで地元のこの3人がなったのみである。町会長も地元の人になることが多かった。実際、昭和40年代の町会報をみると、「ここに住み着いたのは十数年以前、当時は戸数200あまり。全くの田園風景で、小学校は田圃の真ん中にポツンとあった。当時は古くからの人と新しくきた人との交際は少なかった」、そして、「われわれはよそ者と呼ばれていた。」¹²⁾という状態であったので、これ(地元層が町会長を務めること)はいたしかたのないことであった。この状況は、

11) 同上論文、207—08頁。

12) おぞね町会報15号、昭和46年(1971)4月15日

その後改善の方向にあるとはいえ、最近でも「町会のなかには地元の人が多く来住層はなかなか入れない、町会の役員はどうして決めるのか、地元の人が順番になるのか」¹³⁾とささやかれることもある——実際は地元の人には少数派だが、活躍している人という点で、また、まとまりという点で、地元の人が多いと映るのであろう——と町会報は伝え、誤解を解く努力を続けている。その甲斐あって今日では来住層出身の町会長も1年交代とはいえ多くなってきている。

最後に、連合町会長が結果として兼職している市会議員について一言しておこう。大字小曾根から市会議員を送り出すようになったのは昭和34年(1959)以降であるが、それは、市会議員がいないことの悲哀を味わったからである。その昔、中間水路のふたを完成してもらうのに町会長(X1)が180日間も役所に日参しなければならなかった。石にかじりついて議員を出さねばならぬと、このとき多くの村人は痛感したのだ。議員を出さないと環境(基盤)の整備という点で遅れをとるからである。実際、議員を送り出して以降、地域の基盤整備は順調に進んでいる。昭和40年代以降はとりわけそうである。それらは、川の改修、旧小曾根村全域(小曾根・浜・北条・豊南・若竹地区)の浸水対策、それらと関わる農業専用水路改修工事、公共下水道管敷設工事、および、道路拡幅・整備、さらには、学校の新設が順次なされたことが、その都度町会報で報告されていることから判断されよう。

以上、地元層を中心に来住層をも巻き込んだ連合町会は、地域活動の担い手としての、また、地域の接着剤としての役割を果たすと同時に、市会議員を選出する母体の機能も果たしていることが理解されたといえよう。地域を活性化する装置としての連合町内会は、別言すれば、過去と現在をつなぎ、今日も地域生活に深く入りこんでいる、寺のバックアップを受けながら、小曾根住民の生活を支えているといえよう。

以上、明治期のむら規約精神は、地域組織レベルにおいて、今日においても意識するしないは別

にして、脈々と流れていることが読みとれたといえよう。

3節 水をめぐる動き

3-1 井戸水と村落生活

共同(体)性と関わる領域の一つである水の問題を考える¹⁴⁾。

昭和に入っても小曾根村では、元井戸と呼ばれる天竺川の堤防下のところから出てくる「しばり水」を活用していた。しばり水とは、川底の砂の中を流れて濾過されて出てくる水のこと、地元の呼称である。その元井戸の一つは、現在の北条町1丁目2番の堤防下あたりにあり、まず、そこに湧き水をためておく。そこから、若竹池から南に流れてくる水路を利用して、二つ目の元井戸まで運ぶ。この元井戸は、いったん水をためて三つ目の元井戸に送る途中の貯水槽の役目を果たしていた。そして、三つ目の元井戸の水は、田んぼの畦に沿って埋めてあった竹筒を通して、北条町3丁目3番の方に向かってまっすぐに運ばれた。このように天竺川の堤防下から出た湧き水は、そこから、何本かの竹筒につながれて各家に流れてゆく。家の近くで筒を分管して、別の竹筒で家の中の水かめに入れるのであった。当時小曾根村北条地区は10世帯程度であったが、彼らの生活は元井戸に連なる竹筒を通して互いに固く結ばれていた。このような共同で使う井戸が小曾根村小曾根地区には6か所あった。井戸のある家もないわけではないが、それでもやはり、飲み水には共同井戸の水が利用されていた。家で掘った井戸には金気があって飲料用には不適だったからである¹⁵⁾。

井戸の掃除は毎年8月7日の七日盆の日に行われた。年行司が早目に井戸掃除のことを知らせにくるのが常であった。当日の朝8時ごろ各自が作業の用意をして「柳井戸」に集まった。掃除は昼ごろには終わり、そのあとは、年行司の家で歓談しながら食事をとったものである。こうして、単に井戸替えの場合だけでなく、葬式をはじめ防

13) おぞね町会報66号、平成9年(1997)1月1日。

14) 拙稿「明治期における豊中のむら」、175-176頁。

15) 豊中市立教育研究所『水とくらし』、.29、34頁、1994年。

犯・電灯管理・道路補修・新しく入って来た人の紹介など、町内のいろいろなことがあるごとに井戸の利用者は集まったのである。この集会は、世間話をする場であると同時に、情報交換の場でもあり、いわば、井戸を仲立ちとする一種の共同体であった¹⁶⁾。

昭和24年度(1949)の豊中市立教育研究所の事業として取り組まれた社会調査によると、当時の総世帯数1万8,474戸に対し約1万世帯が何らかの方法で井戸を利用し、9,000世帯が生活上の水は井戸水で十分と回答している¹⁷⁾。先の共同の井戸が埋められてしまうのは、昭和40年代の前半であることを合わせ考えると、井戸はつい最近まで活用されていたといえよう。井戸水が廃れるとともに、井戸を契機につくられていた組織も消滅していったのであろうか。

以上、昭和初期の井戸水と村落生活とのかかわりの一端を紹介したが、それはとりもなおさず、明治・大正期に井戸水、ひいては水そのものが、日常生活で果たした役割の重要性(井戸水をめぐる生活連関や井戸水共同体)を示唆するものである。しかし、それを裏付ける資料は手許にはない。

3-2 農業用用水をめぐる動き¹⁸⁾

むらの人にとって生活用水と同程度に又それ以上に重要なものとして、水田耕作に必要な不可欠な農業用水がある。これは個々の農家への分割がきわめて困難な資源であるので、水の安定的な確保のために、個々の農家は個別性を超えて、互いに団結して水に関する共同体を構成してきた。とりわけ大量の張り水を必要とする水田耕作では、水の確保がむらの死活にかかわる重要な課題であっただけに、どの村も村内では協力態勢でことあたり、また、村間にあつては昔から水論(水、とりわけ農業用水に関する争い)が絶えなかったのである。

すなわち、幕藩体制下の農村社会では、井組、あるいは水利組と呼ばれる用水組合が存在していた。この用水組合は幕府や藩の支配下にあったが、村を構成する単位として日常の水利施設の管

理・改修や用水の配分などの運営については自治的性格を与えられていた¹⁹⁾。それは、用水が慢性的に不足気味な状況下にあつて、川の上流や下流に位置する村間における水争いを調整し、用水配分の社会秩序を維持するためにも、また、村内の入り組んだ水田に用水を供給するためにも、自治的な水利組織が必要だと為政者が判断したからである。

明治期になつてもこうした用水配分の秩序はしばらく続くが、やがて政府は用水に関わる幾つかの法令を制定する。明治23年(1890)の水利組合条例、同29年(1896)の河川法、同41年(1908)の水利組合法がこれである。こうした法令の制定はどのような結果をもたらしたのであろうか。それは、端的に言えば、近世以前から存在していた農業用水の権利、すなわち、慣行水利権が法的な権利として認められた、ということである。加えて、これまでの用水組合は新たに法人組織としての普通水利組合に組織替えの方向に向かう。もっとも、組織替えをせず、もとの用水組合のままに留まっているケースの方が多かったが。

そういう状況下でときは流れ、昭和24年(1949)を迎える。同年、政府は土地改良法を制定する。これは、農村の土地改良団体としてこれまで存在していた普通水利組合や耕地整理組合などを廃止して、農業にかかわる組織を土地改良区に一本化しようとするものであった。これを契機に以後、全国的に土地改良区が多数結成され、これが農村の有力な組織となるのであった。もっとも、用水組合のまま留まっていた組合は、この土地改良の対象にはならなかった。

3-3 豊中市の水利状況

さて、平成9年(1997)5月現在、豊中市には土地改良区・水利組合に関わる組織として合計26の組織体がある。各組織にはそれぞれに歴史や経緯があるが、それらを逐一個別に考える余裕はないので、以下、前述した一般的な流れを踏まえて、総合的な観点から若干の解説をしておこう。

豊中市の水利状況に関してまず第一に指摘でき

16) 同上書、27頁。

17) 同上書、83～84頁。

18) 拙稿、「明治期における豊中のむら」、179～182ページ。

19) 玉城哲、旗手勲、今村奈良臣『水利の社会構造』93～94頁、国際連合大学、1984年。

ることは、明治期から平成の今日までの連続性がみて取れるということであろう。それは、明治初年に豊中に存在した41の村のほとんどが今日に至るも単独で、または、明治22年(1889)時の村単位で、何らかの水利組織を維持している、ということである。換言すれば、明治期以降、豊中は総体として、多くの流入者を呼び込み、都市化・郊外化・産業化を経験するが、他方では、代々地元に住み続けるいわゆる地付き層が、状況は変わろうとも、先祖から受け継いだ土地を守っているということである。もちろん農地の、宅地や社会的施設などへの転用は、明治期以降、年々増加の一途をたどり、その結果、水を供給するための農地がなくなり、事実上消滅せざるを得なくなった水利組合もないわけではない。しかし多くの組織体は、農地面積を大幅に減少させ、また耕作者を減らしながらも、農業を営々と行っているのである。

しかし、地域ぐるみの農業に従事していた明治期やそれ以前と、離農者や外部からの流入者を多くかかえる今日とでは組織のあり方は異なったものとなっている。これが第二に指摘すべき点である。すなわち、村ぐるみで農業をしていた明治期は、農業にかかわるこうした水利組合のメンバーと村落生活にかかわるいわゆる部落会のメンバーとが、ほぼ重なっていた。いずれも村落内に代々居を構える家で構成され、そこでの家の移動はほとんど考えられなかったからである。換言すれば、水利組合は村落のほとんどすべての構成メンバーを組合員とするということであった。これにはわけがある。それは、豊中市の場合、明治期の法令の制定に合わせて普通水利組合に編成替えをしたものは少なく、ほとんどは旧来の自治的な用水組合のままに留まっていたから、ということである。すなわち、ほとんどの水利組合は、定款のような明示的な組織準則をもたず不文の規律によって自治的に運営されてきたのであった。

しかし、都市化の進展とともに農地が宅地に転用されはじめる。それは、地元層から多くの離農者が現れ始めるということ、外部から多くの流入者を抱え込むということ、を意味していた。これらは、構成メンバーをも含めて水利組合の組織の

あり方を変えずにはおかない。昭和30年代や50年代にかなりの水利組合で規約を新設・整備しているのはこうした事情によるものと考えられよう。

加えて第三に指摘すべきことは、こうした都市化の影響は、開発にともなう土砂の、および流入者の増加にともなう生活排水の、農業水路への流入という日常的な問題を惹起している、ことである。これについては次項でも述べる。

3-4 アンケート調査にみる水利組合

こうした点を念頭に置いて、以下、平成8年(1996)になされたアンケート調査²⁰⁾の結果をもとに、水利組合の現状をみておこう。調査の目的は、市内の水利組合の活動の実態把握、すなわち、水利組合がカバーしている農地や組合員の人数の時間的变化、それとかかわって水利組合員の資格の状況、などを把握することにあつた。現豊中市域のすべての水利に関わる組織体、すなわち、22の水利組合と4の土地改良区(以下ではこれらを先と同じく組織体²¹⁾と総称する)に郵送され、19通の回答を得た。もともと、全項目に回答を寄せてくれた組織体は多くはなく、したがって、質問項目によって回答数にはかなりのバラツキがある。なお、土地改良区は圃場整備などをするためにつくられた、また、猪名川の改修に合わせて設立された、大阪府の許可を得た法人組織であるが、水利組合は先述のようなかつての用水組合などの流れを生む任意団体である。

各組織体が現在、農業用水をカバーしている面積、各組織体の組合員数、およびその時間的变化をまとめると以下ようになる。

カバーしている面積	組織体の数
5ヘクタール以上	5
5ヘクタール未満	9
組合員数	組織体の数
30名未満	8
30名以上	10
組合員数の時間的変遷	組織体の数
戦前期より大して変わらず	4
昭和30年代より減少	10
昭和50年代より減少	2

20) 市史編纂委員会事務局に発送・回収を依頼して実施した。

21) 桜塚水利組合はすでに解散・消滅したので、先述の如く、現在、26の組織体がある。

今日各組織体がカバーしている面積はきわめて少ない。農業従事者というにおよばず、第二種兼業農家がきわめて少ないことを考えれば、これは当然のことといわねばならない。そのわりには組合員数は多いといえよう。これについては後述する。組合員数の減少は昭和30年代の日本経済の高度成長期と符合していることがわかる。それは、その頃が豊中市の人口の急増期、いわゆる都市化されていく時期であった、ことの証左でもある。

次に、各組織体の活動について考えよう。定款でみる限りどの組織体の活動も大差はない。ほとんどの組織は「農業用水路（公有水面）、農業用道路（里道）などの管理運営をおこない、農業の生産性の向上、農業構造の改善を図るとともに組合員相互の親睦を図る」ことを目的とする。しかし、「地区の実行組合や自治会のかかえる問題に対し協力解決する」ことを活動の一つに掲げているところもある。農業用水路の維持・管理に関して、かつては生活排水や土砂の流入が絶えず、その都度組合員は溝さらえなどの労働を余儀なくされていたが、生活排水については最近は下水道が完備し、その苦労はなくなっている。土砂の流入についても豊中市の下水道部の仕事になっている。しかし、水路と関わる開発工事・建築工事はあとを絶たず、その度ごとに開発業者は水利組合と協議し、その同意をとりつけ、土砂対策やゴミ投棄問題について万全を期すよう義務づけられている。各組織体は、時代の変化とともにその活動や機能を変化させてはいるが、いささかもその担う役割の重要性を低下させてはいない。単に親睦団体としてだけでなく、地域の動きに目を光らせる役割を担っているのである。

最後に組合員の資格について考えよう。この点に関しては各組織体の結成された経緯や所有している財産の有無などと大いに関わり、各組織体の独自性が色濃く反映されている。すなわち、一方に「農業を営む組合員をもって構成」されるとする組織体があり、他方の極に、「古くからの村の構成員であれば組合員になれる」、あるいは、「農地なし、農業に従事しなくても資格あり」とする組織体があり、この連続線上の前者よりの極に「水利権を有するものを正組合員、水利権者でなくなったものは組合の承認を得て準組合員となるこ

とができる」とする組織体が位置し、後者に近い極に「農業協同組合員をもって組織する」があるといえる。農業協同組合員は、現在では必ずしも農業従事者とは限らないからである。以上、組合員の資格をまとめると以下のようなだろう。

1. 農地の所有（所有権）
2. 農業従事（耕作権）
3. 古くからの村の構成員

基本的には上の1、2、とりわけ2を有する者ということになるのだが、厳密にそれが遵守されているわけではない。3に関していえば、古くからの村の構成メンバーとは、農地の所有者・耕作者が含意されているからであり、また、かつて農地を所有、あるいは、耕作していた彼らが、それらの権利を手放した後も、組合員として留まる権利が認められているのは、当該の組織（水利組合）が古くからの構成メンバーだけに認められている権利や財産をもっているからである。農業をしなくなったからといって、組織に付随している財産や権利を剥奪することに抵抗があるからである。川からの水利権ではなく、所有しているため池から引水している場合は特にそうである。先に見たように耕作面積が少ないのに組合員が多いのはこうしたことが理由の一つになっているといえよう。このように脱農家のメンバーの存在は、いわゆる古くからの地元層が当該の地域に留まっている証拠であり、また、古くからの財産や権利を契機に村の付き合いが維持されている証左でもある。

以上、用水組合の流れを汲む水利組合は、古くからのむらの構成メンバーが脱農した後も彼らを組合のメンバーに加え、いわゆる地元同士の付き合いや親睦に寄与している、ことがわかったといえよう。かつてのように強い拘束力はないものの、水利組合を通していわゆる古くからの地元層は何重にもつながったネットワークで結ばれている。それらが共同（体）性の維持に貢献しないはずはないといえよう。次に、普通水利組合の流れを汲む土地改良区の例を小曾根土地改良区を通してみよう。

3-5 過去と現在をつなぐもう一つの装置：土地改良区²²⁾

大正14年（1925）、小曾根村の土地所有者は耕

22) 拙稿「豊中市域内の昔の村と今のむら」211-212頁。

地整理組合を組織する。これに参加したものは276名であった。当時、村で土地を所有する戸数がその程度であったのである。以後、総面積180町にわたる大事業が展開されることになる。他方、これより先の明治30年（1897）に、小曾根村普通水利組合が設立認可されている。これは現市域内ではめずらしいことであった。村長がこの組合の管理者となり、文字通り村ぐるみで水利組合は運営された。水は村の生死に関わる大問題だからである。そして、こうした水利組合や耕地整理組合の流れは、先述のように、今日、土地改良区として受け継がれている。

土地改良区のメンバーは、平成10年（1998）現在、118名で、すべて地元層である。メンバーの資格として、農地をもっていること（所有権）か、あるいは、農地を耕作していること（耕作権）が必須である。明治大正の頃は村で農業に従事しなかったものはごく限られた家であったからほぼ全家が上記の組合に加わっていたといつてよい。ところがその後の都市化の進展は土地を流動化させ、その結果今日では、先祖代々の村の住民であつて、かつ地域に居住し続けていても、土地の所有者でなくなったり、あるいは耕作権を放棄したりすると組合員の資格を失うのである。だからというわけではあるまいが、昭和30年代以降、組合員の数はほとんど変わっていない。

改良区のメンバーが所有する農地は、昭和46年（1971）の71.3ヘクタールから、30年弱を経過した今日では20.4ヘクタールへと大幅に減少している。農地の転用に際しては土地改良区に届け、総会で承認を得なければならないことはいまでもない。このように、農地は減少しているとはいえ、それでもこのあたりは豊中市の中では、田園地帯の面影を留めている数少ない地区である。豊中市は、平成4年（1992）、緑地などすぐれた機能をもつ、保全すべき農地を生産緑地に指定する制度を導入した。生産緑地の指定を受けるということは、農地としての適正な管理がなされ、農業が継続してなされなければならないことを意味する。それはとりもなおさず、宅地の造成や都市的施設の建設は一定期間できないことを示すものである。そういう制約があるにも関わらず、豊中市全体の生産緑地に占める、この地区（小曾根村）の

比率はきわめて高いのである。その担い手が土地改良区のメンバーであることはいまでもない。

総会は年に1度、4月に開かれる。予算は100万程度であるが、組合費は徴収しない。それは、土地改良区に財産があるからである。池を売った際の基金に加えて、所有する5つの池のうち2つがそれぞれ、養魚地、釣り堀池として業者に賃貸されているからである。

この土地改良区のメンバーは、居住地区ごとに農家実行組合を組織している。これは大字単位につくられているもので、いわば、昔のむらの寄り合いである。小曾根農家実行組合、浜農家実行組合、下寺内農家実行組合などがこれである。他所からの来住者層が増えるにつれ、地元層は数的には圧倒的に不利な状況に置かれているのだが、それを十二分にカバーしているのがこの実行組合の団結の強さである。その象徴的なこととして、実行組合は、農協、土地改良区、農業委員、福祉協議会、公民館分館委員、保護司、その他市の指定する委員を送り出す選出母体となっていることがあげられる。さらにいえば、こうした団結は組織のもつ財産によって支えられているといえよう。昔ながらのむら組織が今も生きている所以である。

以上、地元層を中心に水利組織がしっかりと維持されていることをみてきた。そしてこうした水利組織が地域組織の中核に位置づけられていることもわかった、といえよう。その一端は次節で再度確認する。

4節 共同体的名残を留める今日の状況

4-1 行政区と財産区

明治22年（1899）の町村制施行にともなって成立した新町村は、国家行政の末端組織であり、町村民の生活とはかけはなれた大きな自治体であった。そこで、住民は、もとの旧村の組織を多く活用した。つまり、これまでのむらまつりや水利慣行をはじめとする生活に密着した固有の事務や、古くからの共有となっている山野などの各種財産の管理・運営は、もとの旧村の組織に基づいてなされることが多かった。この山野は薪や肥料、建築資材などに利用される生活の基盤であったの

で、これは当然のことであった。すなわち、新町村が行政的には一個の町村となったにもかかわらず、住民の生活は依然としてもとの旧村の組織で営まれた。こうしたことを考慮して、明治政府は旧村を大字（部落）として残し、これを区として新町村の下部組織に組み込んだのである。この区は行政区と呼ばれた。

さらに明治政府は、町村の一部としての大字（部落）の財産について、部落の権利主体を認めるとともに、部落が固有の管理機関を持ち、市町村の介入を排除して部落財産を管理することのできる、いわゆる財産区制度を導入したのであった。この財産区は、部落有財産を市町村の一部である部落の財産とみなしたものであるが、他方、この部落有財産を住民の生活共同体である部落の財産、すなわち入会財産とみなす考え方もある²³⁾。

さて豊中市の場合、昭和32年度（1957）以降の財産区財産の処分状況を整理すると、延べにして70の財産区がその財産を処分し、公共的利用に供していること、処分されたものの多くはため池であったこと、処分後の土地の多くは住宅用地、道路用地としてだが、それ以外にも学校、病院、公園用地としても活用されていること、処分面積の最大は、4万4,495㎡（約1万3,460坪）にも達し、また、地理的には市の北部に集中していること、などがわかる。これらを時系列的に丹念に分析すれば、豊中市の都市化の過程を示す指標として考えることもできよう。

平成9年（1997）現在、さらに延べ44の財産区が存在している。その多くは溜池と墓地である。これは、明治期以来の共同体の名残をとどめた存在と考えることができよう。今日でも、各財産区ではいわゆる地元民が中心となって、水利組合や土地改良区を活発に組織・運営し、溜池を今日的状況に適応させ、また、祖先が圧縮されている墓地を、村（むら）の融合の一環として機能させているからである。それはかつてのように活発ではないが、かといって、形骸化することもなく、管

理・運営されているように思われる。以下、明治期の名残をとどめている例を若干紹介しよう。

4-2 小曾根土地改良区での訴訟²⁴⁾

小曾根土地改良区での訴訟には、利害の異なる4当事者がかかわっていた。溜池の水利権をもつ小曾根土地改良区、この土地改良区から釣り堀の使用権を認められ、営業を行っている釣り堀業者、釣り客により地域の風紀が乱れ、また、駐車違反などの迷惑が絶えず、釣り堀施設の撤去を要望してやまない地元自治会、そして、釣り堀施設の撤去に反対する釣り愛好家の集まりがこれである。この4者の関係をみると、それは、一方の極に釣り愛好家および彼らに後押しされて営業を続ける釣り堀業者があり、他方の極に釣り堀施設の撤去を願っている地元自治会があり、両者の間に溜池の水利権をもつ小曾根土地改良区が位置し、釣り堀業者らからは営業許可の更新を、自治会からは営業許可の延長を認めないように求められている。そして、自治会からは施設撤去の要望書が、愛好家グループからは釣り堀継続の要望書が、それぞれ大阪府に差し出されている。業者と土地改良区との話し合いの決着はつかず、調停に持ち込まれた。昭和57年（1982）から62年（1987）にかけてのことである。ここでの関心は、どのように決着したかにあるのではなく、水利権が今日でもなお地域社会と深くかかわっている点にある。小曾根土地改良区は開店休業状態のみの組織ではなく、先にみたようにメンバー間のつながりは堅固である。それは、営業収入をあげているからだけではない。改良区のメンバーが業者との話し合いや、また、調停に向けて活発で熱心な討論を展開しているからであり、それというも、代々の地元の土地所有者の集まりだからである。かつてのような全生活にわたるつながりが無いからこそ、また、代々の地元層でありながら少数者となってしまうために、気持ちのうえでのつながりはかえって強いという。いわば、「むらの精神」²⁵⁾の継承が読み取れる。つまり、地域に点在してい

23) 以下では、前者すなわち財産区有財産の例を4-5で、後者すなわち実質上の入会財産に近い例を4-2~4-4で、それぞれ紹介している。もっとも、両者の差異はここでは微妙なものであるが。

24) 拙稿「明治期における豊中のむら」、200-202頁。

25) 個々人の意志は純粹にその個人の意志だけでなく、遠き過去からの計り知れない多くの人につながっている個人意志なのである。ここにわれわれは、時代時代の個人を縦にも横にも貫いている一個の精神の存在を認めないわけにはいかない。この精神を鈴木榮太郎はむらの精神と名づけたのである。これは、生活のあらゆる方面に

る地元層の間では、かつての生産手段であった水利の装置を維持する（利用するのではない）なかで、地元層としての精神的つながりをも維持しているといえよう。しかし、繰り返しになるが、これによって、全生活のつながりが図られているわけではない。

4 - 3 長興寺水利組合ボート部²⁶⁾

上記の例は第三者に営業を認めているケースであるが、自ら事業を行っている組合もある。長興寺水利組合がこれで、同組合はボート部を組織し、組合が水利権をもつ池で貸しボートを経営している。事業の運営は組合員の当番制とし、交代で勤務につくことを規約で定めている。組合の運営経費は貸しボートの収益金やそのほかの収入でまかなわれ、当番の日当も当然のことながら支給される。主な事業として、貸しボート経営のほか年1回の親睦旅行が規定に定められている。川の水利権ではなく、池の水利権であるということが、また、その池が大都市近辺の服部緑地内という観光地に位置していることが、営業収入をかなりのものにし、それが組合を活性化している要因である。かつては生産手段を共同利用して、農作業を行ったが、今日では生産手段としてではなく、観光用に共同で活用している。池のもつ意味は昔とは異なり、池を契機につながる程度も弱くはなっているが、今日でも依然として池は地元層を引き付ける要因であるといえよう。また同組合では、組合員の新規加入を認めていない。つまり、組合員は1家に1人で、成人した複数の子どもがいても、親の権利を譲渡できるのは1子のみで、残りの子どもには新規の加入を許さないという。組合員の人数を一定に保つためである。ということは、動機は何あれ、地元層が互いに地元層同士を意識する契機は十分にあるといえる。それが、幾分特定の目的を志向したもの（貸しボート経営）であったとしてもである。

4 - 4 旧庄内村大島鳩恩会²⁷⁾

洲到止村の人たちは、かつて共有財産を地元の役員層の共有名義で保管していたが、昭和15年

(1940)、名義を合資会社組織に切り替え、その組織の名を「大島鳩恩会」とした。その後、昭和40年(1965)、大島鳩恩会所有の土地1反7畝のうち、400坪が府道敷地として買い上げられることになった。この資金をもとに、大島鳩恩会は昭和42年(1967)、洲到止八幡宮の再建を会員と地域住民に呼びかけた。「八幡宮御造営趣意書」の本文は次のようにいう。「八幡宮は郷土の守護神として氏子齊しく崇拝申し上げし神様で比類なき立派なお宮であったが、明治39年(1906)の神社合祀令により周辺6大字の各神社が合祀され、その数年後には庄内神社が創建された。当時の法令では基本金が4,000円あれば合祀しなくてもよいとのことであり、氏は一時存置も考えたが、周辺の各大字はすべて八幡宮の合祀に傾いていたので、お付き合いとして庄内神社への移築に踏み切ったのであった。合祀後、むら人は、その跡地に小宮を建て、宮番が毎年交代でお勤めをし、神域を清め、善男善女の参詣の便宜を図り、今日を迎える(中略)」。そして、造営の趣旨は次のように述べられている。「①今回、先祖伝来の所有地が府道の敷地として買収され、まとまった資金が入るにつき、これを有意義に活用することを願うため。②庄内神社に合祀の際、われわれの先輩はその保持を熱望したが、止むなく合祀した心情を察し、この精神を復活させることは後輩としての義務であろう」。

趣意書通りに八幡宮は造営され、また、昭和43年(1968)には供養塔も建立された。その供養塔は、「明治100年」を記念するために、「むら」の全祖先の御霊を1か所に納め、その冥福を祈り、追善供養をするためのものであった。われわれはここにも「むらの精神」をかぎとることができる。なお、合資会社大島鳩恩会は商法上組織替えをし、平成2年(1990)に株式会社大島豊絃会と、同5年(1993)にはさらに株式会社大島鳩恩会と名称変更を行った。

昭和15年(1940)当時、80戸の家で形成された会ではあるが、平成6年(1994)現在、76戸を保つ

わたる体系的な行動の原理であり、行動を方向づける規範である。鈴木榮太郎著作集Ⅰ、106-7頁、未来社、1968年。

26) 拙稿、「明治期における豊中のむら」、202-203頁。

27) 同上論文、203-205頁。

ている。減少戸数が少ないのは大阪大都市圏内に位置するからであり、戸数増加がみられないのは一家に権利者は1人と定めているからである。八幡宮の造営には、地元自治会にも呼びかけ、地域住民の協力を仰いだ。したがって、祭りなどの地域行事には多くの地域住民（来住層）の参加が見込まれている。平成9年（1997）末現在、それぞれ180戸、250戸の会員を擁する2つの自治会があり、地元民はこのいずれかに属している。しかし、宮番の制度は、11組に分かれた76戸の地元層に任せられ、各組が1年単位で宮の掃除や祭りの当番を受け持っている。したがって、地元層には11年に1度当番が回ってくる。加えて地元民同士のつながりとして、財産の賃貸収入を配当する目的で株主総会が年に1度開かれる。これは、昔風にいえば、寄り合いである。このようにみえると、ここにも、宮当番や株主総会を契機に旧村の共同（体）性・一体性の一面を垣間見ることができよう。そして、その一体性を支えているものは、先祖伝来の土地なのである。生活のスタイルは変わっても、「むらの精神」はある程度引き継がれているといえるであろう。

4-5 旧熊野田村通称二の切池処分問題²⁸⁾

豊中市は、「二の切池」とよばれる約3万平方メートル強の池沼を府の計画緑地用地として譲渡してほしい旨の要請を大阪府から受ける。市議会は、昭和56年（1981）3月、豊中市（旧熊野田村）財産区財産であるこの通称「二の切池」を公用廃止し、大阪府に売却処分することに決定、これを受けて、財産区財産の管理者である豊中市長は大阪府知事と土地売買契約を締結する。

この売買契約とは別に、両者は、次のような覚え書きを取り交わす。

豊中市は「二の切池」の水利権を放棄する。

大阪府は「二の切池」を利用する農地が存続する間は水の利用を認める。

大阪府が「二の切池」を埋め立てる場合には豊中市と協議する。

この契約を取り結ぶにあたって豊中市がクリアしなければならない2つのハードルがあった。1つは、実質の用益権者である水利組合との話し合い・説得、2つは、当該地域の利益代表である自

治会との話し合い、である。

前者に関しては、水利組合側からすれば、この池は形式的には豊中市の財産区に組み入れられているが、実質は村（熊野田村）のもの、村人の共有財産なのである。この地に代々住む者が受け継いできた村人の生活・生産上の財産であり、村人が多年にわたって利用・補修・管理してきた汗の結晶なのである。しかし、大阪市と近接していることもあってこの辺り一帯の都市化の進展はめざましく、農地はほとんどが宅地や都市的利用に供せられるようになっていった。これは、今日ではかつてほどには農業従事者がいないことを、つまり、池がカバーすべき農地がきわめて少なくなってきたことを、それにひきかえ水路などを含めてその維持・管理が重荷になってきていることを意味する。そういう状況ではあっても、先祖から受け継いでいる池を自分たちの代に売却してしまうことにためらい、後ろめたさを感じるものが多く、ケンケンガクガクの議論がなされたことは想像に難くない。

豊中市は、こういう事情をかかえる実質の用益権者である水利組合と話し合いを続け、最終的に、水利組合から市宛に「財産区財産の公用廃止ならびに処分申請書」を提出させることに成功したのである。そこには、埋め立てる際には水利組合と協議の上、5,000平米は有水面のまま存置する旨を記した文言が、処分する土地の地目・面積・所在地、処分金額、処分先、処分金額の配分方とともに、明記されている。つまり、いわゆる水利権による水利補償の優先実施を条件として協議が整い、大阪府に処分することに決定した旨が記載されているわけである。

後者の地域の代表である自治会との話し合いに関しては、これは何の問題もなく話し合いは進み、市は、先のとまったく同様の「財産区財産の公用廃止ならびに処分申請書」を自治会（正式には4つの単位自治会からなる連合自治会）からも受け取ったのである。これも、上とまったく同主旨のものである。

この2つの処分申請書をもって、いわゆる地元の同意が得られたとして、市（市長）は、先述のように、市議会に同意を求めた上、大阪府と当該

28) 豊中市の資料による。

土地の処分の契約をしたのであった。

以上の手続きは、どの都市でも大同小異であろうが、整理をかねて繰り返しいえば、上のような財産区財産上の旧慣使用権を廃止する場合、旧慣使用者（水利組合）の同意と当該地域内住民（自治会）の同意を得ることが先決である。そしてこれを見届けた上で議会の議決を得る、ということになる。問題となりそうな旧慣使用者の同意にあたっては、残存農地の実態調査や水利調査をおこなう、水利権者が耕作を希望する場合には、水利確保のための水利施設の補修工事について協議する、水利権者が耕作を放棄する（水利権を放棄する）場合には金銭補償について協議する、ことと豊中市は定めている。処分金のうち、2割相当額は自治体に寄付することになっている。今回の場合、耕作を希望するものには深井戸施設で対応することになり、売却金の2割は市に寄付され、残りの8割のうち、1/4は水利補償費に充てられ、3/4は財産区積立金として市の管理に任された。この積立金の使われかたは、1) 財産区の住民の福祉を増進するものであること、2) 市町村との一体性を損なうものでないこと、に合致するものでなければならない。財産区財産の処分は単に旧慣使用者だけでなく、当該地域の全住民が関わることになる所以である。

5節 明治の精神は生きている

以上大雑把ではあったが、明治以降今日にいたる豊中の地域社会の動きを、共同（体）性に焦点をあててみてきた。

成熟した都市化社会の状況にありながら、むら規約やそれと関わる組織を通して見る限り、地域社会の団結や共同（体）性の一端は、変質をともしないながらも維持されていることが理解された、といえよう。つまり、全体社会が産業化の方向にあるなかで、地域社会住民はその変動過程に適応してきた、その結果として、われわれは、かつての共同（体）性の全部ではないが、その名残を十分に垣間見ることができた、あるいはその一端をかぎとることができた、あるいは、その生きている領域の存在を確認できた、と考える。

共同（体）性がみられるのはどうしてなのか。

それは、そこに共同（体）性を支える装置が残存しているからである。その装置とは、かつての村落生活の維持に不可欠であった諸々のむら組織のことである。それらは、昔の入会財産に関わる組織であり、また、その流れを汲む財産区財産に関わる組織であり、あるいは農業に必須の組織であった水利組合であり、そして、村落生活に関わる諸々の組織である。それらがなければ村落生活が成り立たないからである。地域住民は、かつては、こうした組織にはほぼ全員が加入していた。そして、そうした組織が規約に裏打ちされたものであったことはいうまでもない。

ところが、時間の経過とともに全体社会の都市化・産業化の影響で農業従事者は大幅に減少する。それとともに各組織のメンバーも減少する。しかし、組織は決して消滅はしない。少なくとも当該の地域社会が豊中市のように大都市圏に立地している場合はそうである。そして、少なくともその組織が何らかの権利・旧慣・財産と関わっている限りはそうである。

なぜならば、そこでは通勤兼業が可能であるからであり、農地がきわめて高い交換価値を持ち出したからであり、それにともなって、諸々の既得権益がモノをいいたしたからである。土地に留まって趣味程度の農地を持ち続ける限り先祖から受け継いだ農業組織のメンバーは保証されるからである。彼らは仕事を求めて他所に移動する必要はないし、また、本格的な農業をするため他所に移る人は少なかった。他所で農業をするには一から諸々の関係をつくり始めなければならないからである。

こうした状況を今日的視点から見ると、それは地元層が組織（財産と関わる）を中心にまとまっている、本格的な農業はしないもののかつてのむら組織は維持されている、そして明治期に意図された共同（体）性とは異なるものとはいえ、地元層が財産や権利を守るという点で互いに協力・団結・共同している、そのように映るのである。

そして、地元層がしっかりと団結を保っている地域では、先に見た小曾根のように連合自治会が、来住層をも巻き込んで活発に活動を展開しているのであり、また、熊野田のように地元の連合自治会と協力して財産区財産の有効利用を考えて

いるのである。

明治期の精神は生きているといえようか。といってもわれわれは、住民の全生活・生産をコントロールするような明治期に認められた村落共同体的なものが認められるといているのではない。時代にマッチした共同（体）性がみられる、ということである。生活の一部の共同ということである。どういふ一部かは、そして、その共同の強さは、地域によって異なるであろう。それは、地域の共同の強さが、それを裏打ちしている既得権益が、そして、地元民の当該地域に対する愛着が異なるからである。それが地域の独自性、個性

というものであろうか。

参考文献

- 山本剛郎「明治期における豊中のむら」、豊中市市史編纂委員会編『新修豊中市史』第9巻 1998年。
 山本剛郎「豊中市域内の昔の村と今のむら」、奈良女子大学社会学論集第6号、1999年。
 玉城哲、旗手勲、今村奈良臣『水利の社会構造』、国際連合大学、1984年。
 山中永之祐『日本近代国家の形成と村規約』、木鐸社、1975年

Toyonaka City Past and Present

ABSTRACT

The following article analyzes the transformation of Toyonaka City since the Meiji era from the perspective of its communality. With this analysis, we come to understand that, although the city is now well urbanized, when observed through its local rules and the related organizations, the solidarity and communality of the city has been maintained with some alterations. In other words, although the entire society has shown a general trend toward industrialization, the members of the community have adapted themselves to the changes. As a result, we can conclude that not all, but some part of its communality, remains, or that there are some areas where communality has survived.

The reason is that there still exist devices that sustain its communality. The devices here mean various local organizations that used to be indispensable for rural life, such as the ones to deal with communal property, water rights, and other essential factors of everyday life. In the past, the entire community was included in the membership of such organizations, and, of course, there were established rules to operate them.

Logically, the spirit of the Meiji era is preserved here. This does not mean that the powerful rural communality which controlled the whole life and production of the community then, can still be observed at present. What exists now is the communality that reflects the present time, that covers some part of the life of its members. Which part it covers, and how strongly, may vary according to the region, because the power of each region, its vested interests, and the degree of attachments of the inhabitants toward the region are different.

Key Words: Communality, Local rule, Local Organization